

健 企 第 6 号
平成 28 年 4 月 1 日

一般社団法人山形県薬剤師会長
一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会長 殿
日本チェーンドラッグストア協会山形県支部長

山形県健康福祉部長
(公印省略)

平成 28 年度薬事監視重点項目について

本県の薬務行政の推進については、日ごろ格別の御配慮をいただき、お礼申し上げます。

さて、昨年度の薬事監視結果によると、店舗を利用するために必要な情報の掲示が法改正に対応していない事例や一般用医薬品の適正販売等のための業務手順書の内容が業務に反映されていない事例が特に多く見られました。

これらのことを踏まえ、平成 28 年度の薬事監視重点項目を下記のとおり設定することといたしましたので、貴会会員に対して、これらの項目について特に適正な実施を促すほか、その他薬事関係法令を遵守されますよう周知方よろしく申し上げます。

記

- 1 一般用医薬品のリスク分類別による取扱い
- 2 一般用医薬品の適正販売等のための指針及び業務手順書の整備
- 3 登録販売者及び一般従事者の業務経験の証明に係る体制
- 4 薬局、店舗を利用するために必要な情報の掲示
- 5 名札等による有資格者の判別体制
- 6 必要な届出（変更届等）の実施
- 7 薬局機能情報の提供

担当：健康福祉部健康福祉企画課

薬務・感染症対策室 伊藤 博喜

TEL：023-630-2662 FAX：023-625-4294